

居宅介護支援契約書

松山城東病院 指定居宅介護支援事業所

_____（以下、「利用者」といいます）と医療法人社団慈生会（以下「事業者」といいます）が開設する松山城東病院 指定居宅介護支援事業所（以下、「事業所」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記の契約期間満期の契約満了の7日前までに利用者から更新拒絶の申し出ない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は期間満了の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の終了とします。

第3条（介護支援専門員）

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任または変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

第4条（居宅サービス計画の作成等）

事業者は次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者が居宅サービスを適切に利用することが出来るように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況・置かれている環境並びに利用者および利用者の家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容・利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期・サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その書類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担させます。

- ①利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、愛媛県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の変更申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の実施記録等）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧出来ます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第11条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することが出来ます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することが出来ます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することによりこの契約を解約することが出来ます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合
- 5 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合には、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録(写)の引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第

三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、利用者およびその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族等の個人情報を用いません。

第13条（身分証携行義務）

介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（苦情・相談対応）

- 1 利用者は、事業者の提供した居宅介護支援に苦情がある場合または事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第15条（事故発生時の対応）

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第16条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行なうにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第18条（合意管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、松山地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記契約内容および重要事項説明書を確認したうえで双方同意が得られましたので
居宅介護支援の契約を締結します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が押印の上、1通ずつ
保管するものとします。

令和 年 月 日

契約者氏名

[事業者]

住 所	松山市松末2丁目19番36号		
事業者名	医療法人社団 慈生会		
代表者名	理事長	桑原 公朗	印
事業所名	松山城東病院 指定居宅介護支援事業所 (介護保険事業者番号 3870106881)		
電 話	(089) 933-9748		

[利用者]

住 所			
氏 名	印		
電 話			

[代理人]

住 所			
氏 名	印		
電 話			

居宅介護支援契約書

重要事項説明書

松山城東病院 指定居宅介護支援事業所